令和7年度浜松市認知症対応型サービス事業管理者研修実施要領

第1 研修の目的

この研修は、「認知症介護実践者等養成事業の実施について」(平成 18 年 3 月 31 日老発 第 0331010 号厚生労働省老健局長通知)に基づき、浜松市が実施主体となり社会福祉法人 静岡県社会福祉協議会に委託して実施するもので、指定認知症対応型通所介護事業所、指 定小規模多機能型居宅介護事業所、指定認知症対応型共同生活介護事業所及び指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の管理者又は管理者になることが予定されている者が、「地域 密着型サービスの取組み」「介護従事者に対する労務管理」「適切なサービス提供のあり方」などの知識・技術を習得することをねらいとする。

第2 研修の対象者

指定認知症対応型通所介護事業所、指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定認知症対 応型共同生活介護事業所及び指定看護小規模多機能型居宅介護事業所(いずれも指定申請 を行う予定の事業所を含む。)の管理者又は管理者になることが予定されている者で、次に 掲げる研修のいずれかを修了している者とする。

なお、所属する事業所の所在地が浜松市内であるものに限る。

- (1) 平成13年度以降に実施された痴呆介護実務者研修(基礎課程)の修了者
- (2) 平成17年度以降に実施された認知症介護実践研修(実践者研修)の修了者
- (4) 平成 20 年度以降に全国老人福祉施設協議会が実施した認知症介護実践研修(実践者研修)の修了者
- (5) 平成 21 年度から平成 28 年度までに静岡県介護福祉士会が実施したファーストステップ研修の修了者

第3 受講定員

60人とする。

第4 実施日程·研修会場

日 程	研修会場
令和8年2月19日(木) 令和8年2月20日(金)	浜松市福祉交流センター 2階 大会議室

※ 研修日程の一部のみの受講は認めない。全日程を期限内に修了した者をもって修了者 とする。

第5 研修カリキュラム

【1月目】

時 間	内 容
9:30~9:40	開講式
	オリエンテーション
	1 地域密着型サービスの取組みについて
	事業所からの実践報告を通じ、認知症対応型通所介護、小規模多機
9:40~12:10	能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護の各事業のサービス提供の
(150分)	あり方を理解します。
	2 介護従事者に対する労務管理について
	労働基準法の規定に基づき、適切な介護従事者の労務管理につい理
	解します。
12:10~13:10	(昼休憩)
	3 地域密着型サービス基準について
	(1) 地域密着型サービス
13:10~14:10	適切な事業所運営を図るため、地域密着型サービスの目的や理念を
(60分)	理解します。
	(2) 指定基準
	適切な事業所管理を行うため、認知症対応型通所介護、小規模多機
	能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護の各指定基準を理解します。
	4 適切なサービス提供のあり方について
14:20~16:20	(1)サービスの質の向上
(120分)	ケース会議や職員ミーティングのあり方、質の向上を視野に入れた
	人材育成、認知症を抱えた個人の生活の質を保証するためのリスクマ
	ネジメントのあり方について理解します。

[2月目]

時 間	内 容
	(2)権利擁護とリスクマネジメント
10:00~12:00	高齢者虐待や身体拘束、人権擁護の内容とその対応を理解するとと
(120分)	もに、認知症により日常生活で生じうる高齢者の抱えるリスクを理解
	します。
12:00~13:00	(昼休憩)
	(3) 地域等との連携
13:00~16:00	利用者の家族・地域・医療との連携の方法や、運営推進会議の開催に
(180分)	ついて学びます。
16:00~	閉講式

第6 研修に要する費用

教材等に係る実費相当分の費用 5,000 円を、研修の 1 週間前までに受講決定通知書に同封する振込票により事前振込する。

なお、交通費等については受講者の自己負担とする。

※本研修は、福祉人材センターが行う社会福祉法第94条第4項に規定する業務であり、 第2種社会福祉事業である「福祉事業に関する連絡又は助成を行う事業」に該当するた め、非課税となります。

第7 受講の申込み

別に定める募集要項により、受講申込みを行う。

第8 受講者の決定

受講申込者が定員を超える場合は、公正な選考を行い、受講者を決定する。なお、申込者全員に選考結果を通知する。

第9 修了証書の交付

本研修の全課程を受講した者に修了証書を交付する。